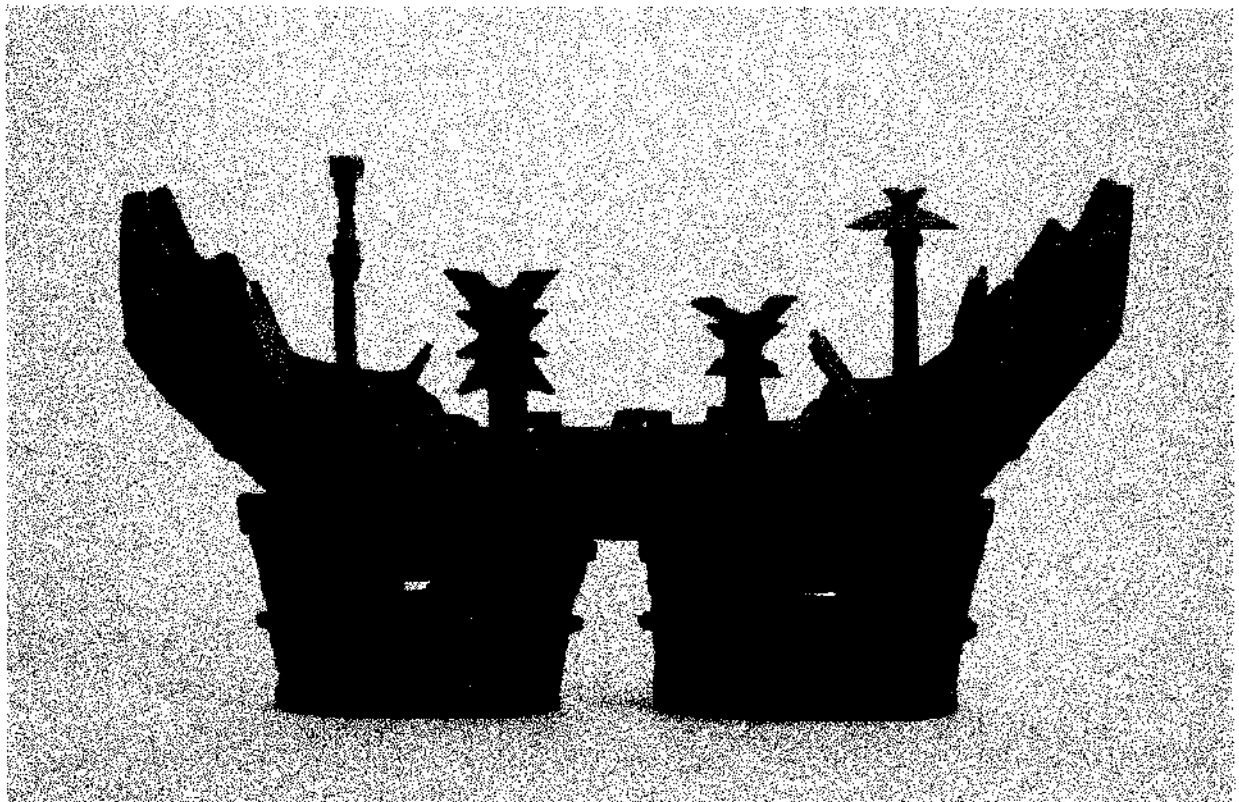


第4回

花岡住民自治協議会総会



宝塚古墳から出土 国宝 船形埴輪

日時 令和 6年 6月 8日(土)

午後 1時30分から

会場 松阪市立花岡小学校

花岡住民自治協議会総会資料

◇ もくじ

1. 式次第	1
2. 令和5・6年度花岡住民自治協議会役員及び顧問 令和6年度花岡住民自治協議会各部会の部会長・副部会長の報告 ...	2
3. 令和5年度花岡住民自治協議会各部会事業報告	3～9
4. 令和5年度花岡住民自治協議会収支決算報告及び監査報告	10～11
5. 花岡住民自治協議会会則	12～19
6. 令和6年度花岡住民自治協議会各部会事業計画	20～23
7. 令和6年度花岡住民自治協議会収支予算	24
8. 花岡住民自治協議会組織表	25
9. 細則の一部改定報告	26～27
10. 令和6年度花岡住民自治協議会総会代議員名簿	28
11. 花岡住民自治協議会地域計画書	別紙
12. 花岡住民自治協議会活動図及び部会活動一覧	別紙
13. 花岡住民自治協議会表彰規定	別紙

式 次 第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 来賓あいさつ
4. 議長選出
5. 議長あいさつ
6. 議事録署名人、書記の任命
7. 議事
 - (1) 報告と紹介 令和5・6年度 花岡住民自治協議会役員及び顧問
令和6年度 花岡住民自治協議会各部会の部会長・副部会長の報告
 - (2) 第1号議案 令和5年度花岡住民自治協議会事業報告
 - (3) 第2号議案 令和5年度花岡住民自治協議会収支決算報告及び監査報告
 - (4) 第3号議案 令和6年度花岡住民自治協議会各部会事業計画（案）
 - (5) 第4号議案 令和6年度花岡住民自治協議会収支予算（案）
 - (6) 第5号議案 花岡住民自治協議会組織表
 - (7) 花岡住民自治協議会細則一部改定報告
 - (8) 令和6年度花岡住民自治協議会総会代議員
 - (9) 花岡住民自治協議会地域計画書（別冊1）
 - (10) 花岡住民自治協議会活動図及び部会活動一覧（別冊2）
 - (11) 花岡住民自治協議会表彰規定（別冊3）
 - (12) その他
 - ① コミュニティセンター化に伴う運営について
 - ② その他
8. 議長解任あいさつ
9. 閉会のあいさつ
10. その他諸連絡など
 - ① その他

報告紹介

令和5・6年度 花岡住民自治協議会役員及び顧問の確認
 令和6年度 花岡住民自治協議会各部会の部会長・副部会長の報告
 【役員】 (敬称略)

役 職 名	名 前	備 考
会 長	豊 住 眞	万庄第二自治会長
副 会 長	中 西 義 朗	住民代表
副 会 長	前 田 好 弘	住民代表
事 務 局 長	西 口 秀 美	花岡公民館長
書 記	間 柄 和 也	住民代表
書 記	太 田 潤 子	住民代表
会 計	前 川 卓 弥	宝塚町自治会長
監 事	森 仍 示	万庄第一自治会長
監 事	山 中 美 幸	住民代表
顧 問	山 口 修	住民代表

【部会長・副部会長】

所 属 部 会	名 前	備 考
自 治 会 部 会 部会長	前 川 卓 弥	花岡地区自治連合会副会長
自 治 会 部 会 副部会長	伊 藤 哲 二	花岡地区自治連合会会計
公 民 館 部 会 部会長	松 原 信 男	花岡公民館運営委員会委員長
公 民 館 部 会 副部会長	森 仍 示	花岡公民館運営委員会副委員長
福 祉 部 会 部会長	森 仍 示	花岡公民館運営委員会副委員長
福 祉 部 会 副部会長	若 松 勇 蔵	花岡地区福祉会常任委員
スポーツ健康部会 部会長	三 宅 昌 晃	花岡地区スポーツ推進委員
スポーツ健康部会 副部会長	宇 田 富 美	花岡地区スポーツ推進委員
青少年健全育成部会 部会長	前 田 好 弘	花岡住民自治協議会副会長
青少年健全育成部会 副部会長	池 田 絹 代	花岡地区主任児童委員
交 通 安 全 部 会 部会長	間 柄 和 也	花岡住民自治協議会書記
交 通 安 全 部 会 副部会長	伊 藤 哲 二	花岡地区自治連合会会計
情 報 発 信 部 会 部会長	前 田 好 弘	花岡住民自治協議会副会長
情 報 発 信 部 会 副部会長	木 村 正 敏	花岡住民自治協議会事務局

【自治会部会】

1. 市との基本協定に関する業務

- ◎ 広報物の配布・文書回覧
- ◎ 各種委員の推薦
- ◎ 調査・要望の取りまとめ

2. 防災対策事業

- 防災訓練・防災講話（6月17日(土)） 松阪市消防団の花岡分団・山室山分団等の協力により、午前は山室山小学校5年生・午後は自主防災隊が実施
- 自主防災倉庫の点検（7月2日(日)・11月5日(日)・3月3日(日)）

3. 環境整備事業

- 防犯灯・防犯カメラ・掲示板・一時避難場所表示板の設置補助
- 地域防災活動・防災施設の充実(各自治会)
- 交通安全啓発活動

4. 安心安全見守り事業

- 地域見守り活動（児童・高齢者・障がい者等）
 - ◎ 児童・生徒登校指導(4月7日(金)・9月1日(金)・3月19日(火))
 - ◎ 一人暮らし高齢者の集い(集いは中止、75歳以上の方に粗品を配布 福祉部会共催)

5. 生活環境保全事業

- 住民自治まちづくり等の視察研修(京都市市民防災センター他・9月7日(木))
- ゴミ減量及び分別に関する啓発事業
- 麻薬芥子撲滅運動

6. 敬老事業（事業の実施日は各自治会で設定）

- ◎ 各自治会へ80歳以上の高齢者の人数に800円を乗じた額を補助金として支払う
- ◎ 実施方法は、自治会が独自に実施するか、住自協で、一括購入した800円相当の記念品を該当者に配布するか、何れかで対応

7. 地域交流事業

- 自治会長会議(10回)
- 花岡住自協ゴルフ大会(春の大会4月23日(日)・秋の大会10月17日(火))
- 花と緑住自協フェスティバル（コロナウイルス感染防止対策により中止）
- 宝塚古墳初日の出を見る会(食べ物の提供は中止)住自協運営委員及び各部会委員協力

9. 会議

- 花岡地区自治連合会総会(4月26日)
 - 定例会(5・6・7・9・10・11・1・2・3月)
 - 役員会(12回)
 - 合同監査会 3月26日
- (3)

【公民館部会】

1. 生涯学習事業

- 生涯学習講座(12月27日 お正月フラワーアレンジメント)
- 趣味クラブ活動(33クラブ)
- 料理教室(6月16日 鯉を使った料理教室)
- スマートフォン教室(2月28日・3月13日)

2. 健康交流事業

- 健康づくり講座(3月19日 福祉部会と共催)
- ゲートボールリーグ戦(5月~10月第2月曜日、但し8月は除く)
- グラウンドゴルフ練習会(5月~10月第2・4月曜日、但8・10月は1回の計10回を予定、その内、4回実施・あと6回は雨天中止))
- シャフルボード練習会(月2回)

3. ふれあい体験学習事業

- 夏休み体験教室(伊勢型紙教室(7月31日)・拓本教室(8月24日))
- 学習教室(7月21日・8月24日) お楽しみ食堂(感染症防止対策により中止)
- 子ども科学教室(コロナウイルス感染防止対策により中止)
- 絵本とあそび(11回実施)
- レクリエーションふれあいフェスティバル(2月4日スポーツ健康部会と共催)

4. 歴史・文化・探訪事業

- 地域探訪ウォーキング(5月26日・11月24日・3月31日)
(3月はスポーツ健康部会と共催)
- 公民館文化祭(作品展示(11月11日・12日)(芸能発表(11月18日))
- 松阪公連協主催公民館まつり(作品展示会3月1・2・3日・芸能発表2月23日)
- 宝塚古墳初日の出を見る会(食べ物の提供は中止)住自協運営委員及び各部会委員協力

5. 会議

- 総会(書面議決) ○ 運営委員・常任委員会(2回) ○ 関係組織代表者会(2回)
- 合同監査会 3月26日

【福祉部会】

1. 福祉交流事業

- グラウンドゴルフ大会(スポーツ健康部会共催(豚汁のサービス)) 雨天中止
- 一人暮らし高齢者の集い(10月 民生委員の協力により対象者に粗品配布)
- 敬老事業(自治会部会と共催)
- 宝塚古墳初日の出を見る会(食べ物の提供は中止)住自協運営委員及び各部会委員協力

2. 福祉健康啓発事業

- ほのぼのたより（3月発行 健康づくり講座の案内・事業報告）
- 福祉健康講座（3月19日 毎日合計60分体を動かそう）
- 福祉講演会（コロナウイルス感染防止対策により中止）

3. 児童交流事業

- 小学生お楽しみ食堂（コロナウイルス感染防止対策により中止）
- マジック教室（山幼・若保・花保 11月22日・花幼・駅保・愛育園 11月28日於花岡公民館）
- ふれあい餅つき大会（花幼 12月7日）
- 独楽のサーカス（5保育園・2幼稚園の年長児に独楽と紐を配布、独楽のサーカスは中止）
- ピアノとお話し会（花幼・山幼・若保・花保・駅保・愛育園 12月～1月）
- むすび座人形劇公演（花幼・愛育園 1月10日）・野菜栽培と収穫体験（山幼 6月～12月）

4. 福祉支援事業

- 在宅介護者の集い（民生委員の協力により翌年度4月に対象者へラップの詰め合わせ配布）
- 児童・高齢者見守り活動（随時）
- 認知症サポーター養成講座（2月22日）

5. 花と緑住自協フェスティバル（コロナウイルス感染防止対策により中止）

6. 会議

- 総会（書面議決） ○ 常任委員会（4回） ○ 合同監査 3月26日

【スポーツ健康部会】

1. ふれあいスポーツ事業

- ニュースポーツ講習会（6月22日花小・7月21日山小）
- フォータッチソフトバレーボール練習会（10月18・20日 山小体育館）
- 球技大会（10月22日 中部中グラウンド・体育館）
- グラウンドゴルフ大会（10月15日 雨天中止）
- レクリエーション ふれあい フェスティバル（2月4日（日）中部中学校体育館）
- 春の健康ウォーキング（3月31日 花岡公民館と共催）

2. 健康体操普及活動事業

- はなまる数え歌体操の普及活動（公民館文化祭芸能発表会で実施）

3. 地域間交流事業

- 松阪七夕まつり・鈴の音市（8月5日）
- 市長杯ふれあいスポーツ大会
 - ◎ ゲートボール大会（5月5日）

- ◎ グラウンドゴルフ大会（10月29日）
- ◎ シャフルボード大会（1月14日）

4. 花と緑住自協フェスティバル（コロナウイルス感染防止対策により中止）

5. 会議

- 総会（5月17日） 役員会（3回） 体育委員会（2回） 球技大会参加チーム代表者会（1回）

【青少年健全育成部会】

1. 健全な明るい家庭づくり事業

1. 小学校児童の情操教育支援活動

（花小 5月26日 三重高・三重中ダンス部公演観賞と体験 2公演・

山小 12月1日 観劇 劇団民話芸術座 2公演）

2. 健全育成啓発事業

- 地区育成会だよりの発行
- 健全育成啓発看板の設置と点検
 - ・各自治会に健全育成啓発看板の設置場所を地図に表示依頼
 - ・健全育成啓発看板作成

3. 青少年健全生活支援事業

- 夏季パトロール（コロナの感染問題で校區別に分かれ8月5日・19日の2日
昼と夜各2回の計4回実施）

（花岡小学校区 …… コメリ書房、サンパークボウリング場）

（山室山小学校区 …… 宝塚古墳公園、セガワールド、ファミリーマート松阪宝塚店）

- 児童生徒登校指導とあいさつ運動
 - ・入学式後、最初の集団登校日 4月7日
 - ・夏休み明け最初の登校日 9月1日
 - ・卒業式後、在校生最初の登校日 3月19日
- 通学路等の安全点検と整備の要請
- 中部中学校地区青少年健全育成会との連携

4. 花と緑住自協フェスティバル（コロナウイルス感染防止対策により中止）

5. 会議

- 総会（書面審議） 役員会2回 合同監査会3月26日

【交通安全部会】

1. 交通安全推進事業

- 児童・生徒の交通安全支援及び人間関係を築くあいさつ運動

- ・入学式後、最初の集団登校日 4月7日
- ・夏休み明け登校日 9月1日
- ・卒業式後、在校生最初の登校日 3月19日

- 地域住民の交通安全マナー遵守啓発運動
(4月10日～7月20日、9月1日～12月23日、1月10日～3月25日)
- シルバードライバー対象の交通安全教室 7月23日
- 宝塚古墳初日の出を見る会で交通安全啓発品を配布

2. 交通安全整備事業

- 交通安全幟旗・看板点検と設置

3. 花と緑住自協フェスティバル（コロナウイルス感染防止対策により中止）

【情報発信部会】

1. 情報発信事業

- 住自協報告及び案内に関する「住自協たより」を定期的に発行
- SNSを活用して、住民生活に関係する情報を発信
 - ・Instagram(Instagram)立ち上げと運用開始(10月上旬)
 - ・フェイスブック(Facebook)立ち上げと運用開始(10月上旬)
 - ・ホームページ(homepage)立ち上げと運用開始(11月下旬)
- 情報の共有
 - ・松阪市のホームページを開くと、花岡住民自治協議会たより及び花岡住民自治協議会のホームページが閲覧できます。

【宝塚古墳事業】

1. 宝塚古墳市民参加の会事業

- 船形埴輪花壇の設置(夏…宝塚古墳公園・秋…花岡公民館)
- 公民館花壇の整備

2. 宝塚古墳初日の出事業

- 初日の出を見る会(4年ぶりに再開) 参加者約650名

【役員会・役員部会長合同会議・運営委員会】

《 役員会 》

1. 第1回役員会 (5月1日(月))

- 花岡住自協地域づくりについての目標確認
- 組織の基本団体は住自協の各部会とし、各部会の活動内容の把握と今後の課題
- 役員会の役割確認
- コミュニティセンター化についての研修

2. 第2回役員会 (8月23日(水))

- 花と緑住自協フェスティバルの開催について
- 当面の行事について
 - ・児童生徒登校支援とあいさつ運動 (9月1日(金))
 - ・グラウンドゴルフ大会 (10月15日(日))
 - ・球技大会 (10月22日(日))
 - ・宝塚古墳初日の出を見る会 (1月1日(月))
- 住自協事務局職員の採用について
- コミュニティセンター化について
 - ・モデル地区徳和コミュニティセンターの訪問研修

3. 第3回役員会 (10月26日(木))

- 徳和コミュニティセンターの訪問研修の報告と課題
- 花岡地区のコミュニティセンター化への移行について
- 花岡住自協情報発信について
- 事務職員の募集と手当の改正

4. 第4回 役員会 (3月14日(木))

- コミュニティセンター化・花岡住民自治協議会の在り方
- 令和6年度花岡住民自治協議会総会について
- 令和5年度の総括と次年度の課題
- 令和6年度花と緑住自協フェスティバルの開催について
- 令和6年度花岡小学校防災教育の支援について (11月30日(土))
- 6年度予定されている事業
 - ・児童生徒登校支援とあいさつ運動
 - ・球技大会
 - ・グラウンドゴルフ大会
 - ・レクリエーションふれあいフェスティバル
 - ・住自協ゴルフコンペ
 - ・公民館文化祭
 - ・宝塚古墳初日の出を見る会
- 住自協の車購入計画について

《 役員部会長合同会議 》

1. 第1回 花岡住民自治協議会役員・部会長合同会議 (8月30日(水))

- 花と緑住自協フェスティバルの開催について
- 当面の行事について
 - ・児童生徒登校支援とあいさつ運動
 - ・球技大会
 - ・グラウンドゴルフ大会
 - ・宝塚古墳初日の出を見る会
- 事務職員の募集について
- コミュニティセンター化についてモデル地区の見学について
- 地元企業との連携について

《 運営委員会 》

1. 第1回 花岡住民自治協議会運営委員会（6月5日(月)）
 - 第3回花岡住民自治協議会総会資料検討会
 - 総会の持ち方
 - 山室山小学校防災教育支援について
 2. 第2回 花岡住民自治協議会運営委員会（6月29日(木)）
 - 運営委員会議長の選出について
 - 令和5年度花岡住民自治協議会総会結果報告
 - 令和5年度山室山小学校防災教育の成果と反省
 - 花と緑住自協フェスティバルの開催について
 - 宝塚古墳初日の出を見る会の開催について
 - 令和5年度花岡住民自治協議会運営委員について
 - 歳末助け合い地域福祉活動推進助成金の申請について
 3. 第3回 花岡住民自治協議会運営委員会(12月4日(月))
 - 令和6年初日の出を見る会協力について
 - 各部会からの活動報告と今後の計画について
 - コミュニティセンター化について
 - 住自協ゴルフ大会について
 4. 第4回 花岡住民自治協議会運営委員会(2月6日(火))
 - コミュニティセンター化について（市地域づくり連携課からの説明と質疑応答）
 - 各部会の今年度の総括と次年度計画についての会議開催を各部会に依頼
 5. 第5回 花岡住民自治協議会運営委員会(3月21日(木))
 - コミュニティセンター化と花岡住民自治協議会の在り方について
 - 令和6年度花岡住民自治協議会総会について
 - 各部会の令和5年度事業総括と令和6年度活動計画について
 - 花岡住民自治協議会令和5年度総括と次年度の課題について
 - 令和6年度花と緑住自協フェスティバルの開催について
 - 花岡小学校防災教育の支援について
 - 上記以外の令和6年度予定されている行事について
- ※ 上記の事業以外にも、花岡住民自治協議会規約第2条の目的を達成するために必要な事業を実施してきました。（2条の目的 住自協は地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進める）

令和5(2023)年度 収 支 決 算 書

第2号議案

花岡住民自治協議会

収入

単位:円

科 目	予算額	決算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
繰越金	1,339,309	1,339,309	前年度より繰越
住民自治協議会活動交付金	6,326,000	6,171,376	松阪市住民自治協議会連合会よりの活動交付金
協議会費	415,000	415,000	花岡地区自治連合会
住民自治協議会連合会 地域振興費	190,000	191,000	松阪市住民自治協議会連合会
助成金	150,000	150,000	松阪市社会福祉協議会
公民館保険負担金	126,100	126,100	公民館保険保険料
青少年健全育成会負担金	200,000	200,000	青少年健全育成会
参加費収入	30,000	36,000	視察研修
雑収入	100,000	37	貯金利息
収入合計	8,876,409	8,628,822	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議 会活動交付金額	決算額	内住民自治協議 会活動交付金額	事業 番号	(小分類) 事 業 名
自治会 部会	190,000	190,000	84,400	78,945	1	防災対策事業(地域防災訓練、防災講話、防災倉庫の点検)
	2,300,000	2,200,000	1,908,920	1,908,920	2	環境整備事業(防犯灯、掲示板、避難場所等、表示板の整備)
	1,600,000	1,600,000	1,541,558	1,541,558	3	安心安全見守り事業(敬老事業、地域見守り活動、児童生徒登校指導)
	350,000	320,000	243,580	243,580	4	生活環境保全事業(住民自治まちづくり等の先進地視察)
	50,000	50,000	5,373	5,373	5	地域交流事業(自治会長会議、花岡住民自治協議会ゴルフ大会)
(小計)	4,490,000	4,380,000	3,783,831	3,778,376		
公民館 部会	126,100	0	126,100	0	6-1	公民館事業(公民館保険料)
	136,000	136,000	55,000	55,000	6-2	生涯学習事業(趣味クラブ、料理教室、パソコン教室等)
(小計)	262,100	136,000	181,100	55,000		
福祉部会	100,000	0	75,000	75,000	7	児童交流事業(マジック教室)
(小計)	100,000	0	75,000	75,000		
スポーツ 健康部会	200,000	95,000	63,228	63,228	8-1	ふれあいスポーツ事業(球技大会)
	100,000	70,000	9,700	9,700	8-2	ふれあいスポーツ事業(グラウンドゴルフ大会)
	300,000	95,000	125,204	50,204	8-3	ふれあいスポーツ事業(レクリエーションふれあいフェスティバル)
	45,000	20,000	0	0	8-4	ふれあいスポーツ事業(ニュースポーツ講習会)
	50,000	20,000	2,000	2,000	9	地域間交流事業(松阪七夕まつり・鈴の音市に参加、市長杯参加)
(小計)	695,000	300,000	200,132	125,132		
交通安全 部会	25,000	25,000	0	0	10	交通安全推進事業(交通安全教室) 啓発物品購入不要のため
	95,000	95,000	110,000	110,000	11	交通安全整備事業(交通安全啓発看板の点検、整備)
(小計)	120,000	120,000	110,000	110,000		
情報発信 部会	50,000	30,000	211,000	211,000	12	情報発信事業(「住自協だより」の発行、ホームページ・SNSによる発信)
(小計)	50,000	30,000	211,000	211,000		
宝塚古墳 事業	150,000	40,000	96,091	21,091	13	宝塚古墳市民参加の会事業(船形壇輪花壇の準備と設置)
	180,000	90,000	0	0	14	宝塚古墳初日の出事業(宝塚古墳公園から初日の出を見る会開催)
(小計)	330,000	130,000	96,091	21,091		
住自協フェス ティバル事業	400,000	90,000	0	0	15	住自協フェスティバル事業 コロナウイルス感染防止対策により中止
(小計)	400,000	90,000	0	0		
住民自治協 議会運営費 (小計)	2,429,309	1,160,000	1,877,194	1,795,777	16	事務局運営費
支出合計	8,876,409	6,326,000	6,534,348	6,171,376		

収入合計8,628,822－支出合計6,534,348＝2,094,474円 令和6(2024)年度へ繰越

令和5(2023)年度花岡住民自治協議会会計監査報告書

令和6(2024)年5月9日、令和5(2023)年度会計の関係諸帳簿、貯金通帳、証拠書類、収支決算書を監査した結果、適正かつ正確に処理されていることを認めます。

花岡住民自治協議会 監事

森 仍子 

花岡住民自治協議会 監事

山中美幸 

花岡住民自治協議会 会長

豊住真 

花岡住民自治協議会 会計

前川卓新 

花岡住民自治協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、花岡住民自治協議会（以下「住自協」という）と称する。

(目的)

第2条 住自協は地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 住自協の活動区域は、花岡地区内（花岡地区市民センター管内）とする。但し、他地区の住民自治協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事務所)

第4条 住自協の事務所は、松阪市大黒田町1235番地2 花岡地区市民センターに置く。

(事業)

第5条 住自協は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 歴史・地域環境等の特性や人口構成を踏まえた地域まちづくり計画の策定に関する事業
- (3) 歴史・文化・伝統等の継承に関する事業
- (4) 生涯学習など、公民館活動に関する事業
- (5) 福祉・健康づくりに関する事業
- (6) 人権啓発に関する事業
- (7) 地区の子どもを育む意識の醸成及び健全育成や非行防止に関する事業
- (8) 住民の交流又は連帯に関する事業
- (9) 環境美化・環境保全等、住環境整備に関する事業
- (10) 防災・防犯・交通安全に関する事業
- (11) 地域課題の把握と解決に向けての協議及び情報の発信に関する事業
- (12) 花岡地区の団体育成に関する事業
- (13) その他住自協の目的達成のために必要な事業

(構成)

第6条 住自協の構成員は、花岡地区に居住する住民及び花岡地区で活動する自治会をはじめ、各種構成団体等とする。

- 2 花岡地区各種ボランティア団体、その他住自協の趣旨に賛同する事業所は、運営委員会の承認を得て構成団体とすることができる。

(組織)

第7条 住自協は、総会・役員会・運営員会及び部会等をもって構成する。

- 2 住自協に事務局を置く。
- 3 住自協に監事を置く。
- 4 住自協に顧問を置くことができる。

第2章 役員・顧問

(役員)

第8条 住自協に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 書記 | 2名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員・顧問の決定)

第9条 役員及び顧問は、運営委員会で選出された選考委員が、候補者の案を作成し、運営委員会の承認を受けて、総会に諮り決定する。但し事務局長は、役員会が推薦し、運営委員会が任命する。

- 2 選考委員は7名以内とし、選考委員長は互選とする。
- 3 役員及び顧問は構成員の中から選出する。

(役員の職務)

第10条 住自協の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は住自協を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は会長の命を受け、事務局の事務を掌理する。
- (4) 書記は、住自協の会務を記録する。
- (5) 会計は、住自協の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (6) 監事は、住自協の会計・資産及び事業の執行状況を監査し、総会で監査報告をする。
- (7) 役員は住自協会則第38条の部会の何れかに所属する。

(顧問の職務)

第11条 顧問は会長の命を受け、住自協の運営に関して助言をすることができる。

(役員の任期)

第12条 住自協の役員の任期は2年(役員改選年の総会終了まで)とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総 会

(総会)

第13条 総会は住自協の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、構成員から選出された代議員をもって構成する。

- 2 代議員の定数は120名以内で、任期は1年とし再任を妨げない。
- 3 代議員の選出については、細則に定める。

(総会の開催)

第16条 通常総会は毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認め、且つ役員会に諮り承認を得た場合
 - (2) 代議員の3分の1以上の者から必要要件を示して請求があったとき
 - (3) 構成員の6分の1以上の者から必要要件を示して請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から起算して60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに開催日時と場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第18条 総会は、代議員総数の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面議決)

第21条 会長は、やむを得ない事由により総会を開催することができないと認めたときは、議決を要する内容について、予め代議員に示し、書面により表決する書面議決を行うことができる。

(総会に付議する事項)

第22条 総会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画及び予算案に関する事項
- (2) 会則の改廃の決定に関する事項
- (3) 地域計画の策定に関する事項
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 役員の選任と解任に関する事項
- (6) 総会で提案された事項に関する事項
- (7) 部会の新設及び統廃合に関する事項
- (8) その他住自協の運営に関する重要な事項

(総会議事録の作成)

第23条 総会の議事については、次の事項を記した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数(委任状を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 総会の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(総会の公開)

第24条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。但し傍聴するときは、総会日2日前までに傍聴届を出さなければならない。傍聴者は総会における議決権及び発言権を有しない。

第4章 役員会

(役員会)

第25条 住自協の運営に関する事項及び運営委員会に諮るべき事項を審議決定するために、役員会を設置する。

(役員会の構成)

第26条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の招集と議長)

第27条 役員会は会長が招集する。

- 2 役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

第28条 役員会は次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 運営委員会から申請された部会の新設及び統廃合に関する事項
- (6) 住自協功労者推薦表彰者の審査に関する事項
- (7) 事務局長の推薦に関する事項

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第29条 住自協の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するために、運営委員会を設置する。

(運営委員会の構成)

第30条 運営委員会は、役員・部会の部会長・副部会長及び役員会で選出した構成員・花岡地区で活動する各種団体より選出された代表者で構成する。

(委員の任期)

第31条 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の審議事項)

第 32 条 運営委員会は、次に掲げる事項を調整及び審議し役員会に諮る。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事項
- (2) 各部会の実績及び決算に関する事項
- (3) 住自協の運営及び地域課題に関する事項
- (4) 地域計画の策定に関する事項
- (5) 住自協功労者表彰の候補者推薦に関する事項
- (6) 部会の新設及び統廃合に関する事項
- (7) 事務局長の承認に関する事項

(運営委員会の招集)

第 33 条 運営委員会は、会長がこれを招集する。

(運営委員会の議長)

第 34 条 運営委員会の議長は、運営委員の中から選出する。但し、議長に事故があり出席できない場合は、会長が指名する副会長が代理で行う。

(運営委員会の定足数)

第 35 条 運営委員会は、委員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(運営委員会の議決)

第 36 条 運営委員会の議事は、十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(運営委員会の議事録作成)

第 37 条 運営委員会は議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員総数及び出席委員数
- (3) 出席委員名
- (4) 開催目的・審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第 6 章 部 会

(部会)

第 38 条 部会は地域計画に基づく事業を実施するため、住自協の主要な執行機関である。次に掲げる部会を設置する。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 自治会部会 | 基本協定に関する業務
地区の防災・防犯・住生活環境整備に配慮したまちづくりの推進に関する事業 |
| (2) 公民館部会 | 生涯学習や住民間の絆を深める内容に関する事業
地区の歴史文化・伝統の継承等に関する事業 |
| (3) 福祉部会 | 児童・高齢者・障がい者・ひとり親家庭及び寡婦(寡夫)福祉、世代間交流に関する事業 |
| (4) スポーツ健康部会 | スポーツの推進及び、健康づくりと疾病予防・健康生活の維持増進に関する事業 |
| (5) 青少年健全育成部会 | 地域・学校・家庭が連携し、心身共に健やかな青少年の育成に関する事業 |

- | | |
|------------|--|
| (6) 交通安全部会 | 交通環境の整備及び、交通安全の推進に関する事業 |
| (7) 情報発信部会 | 住自協報告及び案内に関する「住自協たより」の発行、
SNSを活用した住民生活に関する情報の発信事業 |

- 2 各部会には、各種関係団体が属する。一団体が複数の部会に属することを妨げない。各部会の構成団体は（組織表1）に示す。
- 3 花岡地区に居住する住民は、個人として各部会の会員となることができる。

（部会の運営）

第39条 各部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長・副部会長は部会員の中から互選により選出する。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたとき、その職務を代行する。
- 4 部会長・副部会長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
補欠で選出された部会長・副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 部会長、副部会長は、本規約により後任者が決定されるまでは、その任期に関わらずその任を果たすものとする。
- 6 その他の部会運営については、各部会で定める部会規定に従う。

（部会の審議事項）

第40条 各部会は第38条1の事業を実施するために次の事項を審議する。

- (1) 部会の活動計画及び予算に関する事項
- (2) 部会の実績報告及び決算に関する事項
- (3) 各部会との連携及び地域課題の掌握と解決策に関する事項
- (4) 自治会部会は、基本協定書の事柄に関する事項
- (5) 部会の新設及び統廃合に関する事項

（部会の招集）

第41条 部会は必要に応じ部会長がこれを招集する。

（部会の議長）

第42条 各部会の議長は、部会長がこれに当たる。

第7章 事務局

（事務局）

第43条 住自協の円滑な運営を行うため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、役員会が推薦し、運営委員会が任命する。
- 4 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができる。
- 5 事務局の運営に関することは、運営委員会で定める。

第8章 事業計画及び予算

（事業計画及び予算）

第44条 住自協の事業計画及び予算は、会長が運営委員会の審議を経てその案を作成し、総会の議決を以って定める。

- 2 活動計画案の作成にあたり、各部会及び各構成団体は、前年度末までに「住民自治協議会(組織・部会)活動計画書(様式1)」を作成し、運営委員会に提出し承認を得なければならない。
- 3 1項の規定にかかわらず、年度開始後で予算が総会において議決を得られてない場合は、会長は役員会の承認を得て、予算が総会で議決されるまでの間、前年度の決算を基準として収入・支出することができる。

(事業実施)

- 第45条 部会及び各種構成団体は事業計画に基づき、事業を実施するときは、地域住民の参画が得られるように広報活動等に努める。
- 2 部会が協働して行う事業と各種構成団体が主体で行う事業は、それぞれ区分して行う。
 - 3 各種構成団体が事業を実施する場合は、事業開催日の1か月前までに「事業伺い(様式2)」を運営委員会に提出し、承認を得なければならない。

(実施報告)

- 第46条 部会及び各種構成団体は、事業実施後、都度「事業報告書(様式3)」を運営委員会に提出しなければならない。
- 2 部会は会議開催後、都度「会議報告(様式4)」を運営委員会に提出しなければならない。

(事業報告)

- 第47条 住自協の事業報告は、運営委員会で審議の上、会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。

第9章 会 計

(経費)

- 第48条 住自協の経費は、寄附金、市交付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第49条 住自協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

- 第50条 住自協の会計報告は、運営委員会で審議の上、会計責任者が作成し、監事の監査を受け総会の承認を受けなければならない。

(会計帳簿の整備)

- 第51条 住自協は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。
- 2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(監査)

- 第52条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第10章 地域まちづくり計画

(地域計画)

- 第53条 住自協は区域の将来像、目標、基本方針等をまとめた地域まちづくり計画について適宜検討し、必要に応じて見直す。但し5年に一度は見直すものとする。
- 2 住自協は地域まちづくり計画の策定など、住自協全体に関する事項は必要に応じて、プロジェクトチームや特別委員会を設置することができる。
 - 3 地域まちづくり計画策定書は、総会の承認を受けて決定する。

第11章 表 彰

(表彰)

- 第54条 住自協は、花岡地区の振興、発展に貢献した個人並びに団体を表彰することができる。詳細は「花岡住民自治功労者表彰規定」による。

第12章 そ の 他

(委任)

- 第55条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り、運営委員会の承認を得て、別に定める。

(会則・細則の改廃)

- 第56条 本会則の改廃は、総会で出席者の3分の2以上の同意をもって行うことができる。
- 2 細則の改廃は運営委員会で、出席者の3分の2以上の同意をもって行うことができる。

(役員報酬等)

- 第57条 住自協は役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和3年6月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(権利の継承)

- 2 花岡住民協議会に係る一切の権利・財産は、花岡住民自治協議会が継承するものとする。
- 3 この会則は、一部改訂し令和5年6月10日から施行する。

令和6年度 事業計画 (案)

【自治会部会】	部 会 目 標
事 業 名	事 業 内 容
1. 市との基本協定に関する業務	① 地域住民の住みよいまちづくりを目指して、地域における様々な問題の解決に取り組むとともに、地域でのふれあいの場を広げ、地域住民の連帯意識の向上に努めます。 ② 地域の防災・防犯・住生活環境整備に配慮したまちづくりを推進します。
2. 防災対策事業	・ 広報配布・文書回覧・周知 ・各種委員の推薦 ・調査・要望の取りまとめ ・ 共助(互助)関係(ゴミ集積所の管理・分別指導・各種募金活動協力)
3. 環境整備事業	・ 地域防災訓練(花岡小学校)・防災講話 ・炊き出し訓練・防災体験他 ・ 防災倉庫の点検
4. 安全・安心見守り事業	・ 防犯灯・防犯カメラ・掲示板・避難場所等の表示板の設置補助 ・ 地域防災活動・防災施設の充実・交通安全啓発活動
5. 生活環境保全事業	・ 地域見守り活動(児童・高齢者・障がい者等) ・ 児童生徒登校指導
6. 敬老事業	・ 道路等環境整備の要望 ・ ゴミ減量及び分別に関する啓発活動 ・ 住民自治まちづくり等の視察研修 ・ 麻葉芥子撲滅運動
7. 地域住民交流事業	・ 各自治会へ80歳以上の方を対象に(1人当たりの補助金×人数)補助金を支給 ・ 自治会長会議 ・ 花岡住自協ゴルフ大会 ・ 地域に伝わる行事の継承 ・ 花と緑住自協フェスティバル

【公民館部会】	部 会 目 標
事 業 名	事 業 内 容
1. 生涯学習事業	① 地域住民が集まり、趣味やサークル活動を行ったり、生き方や健康に関する講座を開催したりして、学びたいことや生活の様々な課題に積極的に取り組むことのできる生涯学習の場の拠点としての充実を図ります。 ② 住みよい地域社会を生み出し、その輪を広げるふるさとづくりの拠点を目指します。 ③ 地域の歴史・文化・伝統等の地域財産を後世に伝える活動を支援します。
2. 歴史文化・伝統の継承等に関する事業	・ 趣味クラブ活動 ・ 料理教室 ・ スマホ教室 ・ 生涯学習講座 ・ 歴史・地域探訪ウォーキング ・ 松阪市内公共施設見学 ・ 公民館文化祭(芸能発表 11月10日・作品展示 11月16・17日)
3. 健康保持・交流事業	・ 公民館健康講座 ・ ゲートボールリーグ戦 ・ グラウンドゴルフ練習会 ・ シャフルボード練習会
4. ふれあい交流体験学習事業	・ 夏休み体験学習 ・ 学習教室とお楽しみ食堂 ・ 絵本とあそび ・ レクリエーションふれあいフェスティバル(スポーツ健康部会に協力)
5. 宝塚古墳事業	宝塚古墳市民参加の会共催事業 ・ 船形埴輪(夏・秋)花壇の設置 ・ 宝塚古墳の案内 ・ 初日の出を見る会 ・ 公民館花壇の整備
6. 活動計画啓発事業	・ 公民館だより

【福祉部会】	部 会 目 標 ① 援護を必要とする住民が、地域から孤立することなく、安心して生活できるように、地域住民による支え合い活動を展開し、地域における福祉啓発と住みよい福祉のまちづくりを推進します。 ※ ①でいう援護を必要とする住民とは、児童・高齢者・障がい者・ひとり親家庭及び寡婦(寡夫)を指します。 ② 自治会や民生委員児童委員と協働して「福祉見守り活動」を行い、住民の安全を支援するまちづくりに努めます。 ③ 福祉ふれあい活動として、住民が交流する場を多く設定し、人と人の絆を強め、安全で安心な生活を支え合うまちづくりに努めます。
事業名	事業内容
1. 福祉支援事業	● 児童・高齢者・障がい者等見守り・支援活動 ● 在宅介護者の集い ● 認知症サポーター養成講座
2. 福祉交流事業	● 一人暮らし高齢者の集い ● 敬老事業(自治会部会と共催) ● グラウンドゴルフ大会の協力(豚汁の提供)
3. 健康生活推進事業	● 福祉健康講座(医師) ● 認知症予防教室 ● 高齢者体験健康講座
4. 福祉健康啓発事業	● ほのぼのたより
5. 児童交流体験事業	● ピアノとお話し会 ● 夏休み学習会の子どもお楽しみ食堂 ● マジックショーと体験教室 ● 独楽のサーカスの公演と体験
6. 地域住民交流事業	● 花と緑住自協フェスティバル ● 宝塚古墳初日の出を見る会

【スポーツ健康部会】	部 会 目 標 ① スポーツを推奨し、心身の健康保持・増進を図り、健康で活力ある長寿社会実現への一助に努めます。 ② 地域体操「松阪はなまる数え唄」の普及活動やスポーツを通じたふれあい活動を推進し、住民交流の輪を広げたり、仲間意識の向上に努めたりして、助け合いの精神を培います。
事業名	事業内容
1. ふれあいスポーツ事業	● フォータッチソフトバレーボール練習会 (10月16日山室山小) ● グラウンドゴルフ大会 (11月24日中部中) ● 球技大会 (10月20日中部中) ● レクリエーションふれあいフェスティバル (2月8日中部中) ● ニュースポーツ講習会(シャブルボード6月17日花岡小・21日山室山小) ● 春の健康ウォーキング(公民館部会と共催)
2. 健康体操の普及活動事業	● 松阪はなまるかぞえ唄の普及活動(スポーツ行事・会議等で、心身を解きほぐすための準備運動) ● スポーツと健康生活の推進
3. 地域住民交流事業	● 花と緑住自協フェスティバル
4. 地域間交流事業	● 松阪七夕まつり・鈴の音市に参加 ● 市長杯ふれあいスポーツ大会に参加

【青少年健全育成部会】	部 会 目 標 ① 青少年の心と体への健全な発展を促し、自主性・社会性や正義感・倫理観をもった豊かな人間性を育むために、家庭・地域が一体となって援護します。 ② 青少年が将来に向かって夢や希望がもてる地域づくりを、推進し、郷土を担う心身ともにたくましく、自信と誇りをもって生きる力を育成します。
事業名	事業内容
1. 健全な明るい家庭づくり事業	● 地域・家庭・学校が役割を分担した子育て活動の支援 ● 小学校情操教育の支援活動
2. 青少年健全育成啓発事業	● 地区育成会だよりの発行 ● 健全育成会看板の修理や新設等
3. 青少年健全生活支援事業	● 青少年の健全な生活をサポートする防犯パトロールの実施（昼と夜に校区内の大型店、書店、ゲームセンター等のパトロール） ● 登校指導とあいさつ運動（夏休み明けの初登校日、卒業式後の初登校日、入学式後の初登校日） ● 通学路等の安全点検と整備の要請 ・通学路における危険箇所等の把握と整備要請 ・複数の自治会が関係する箇所は小学校や関係自治会と協働して、サポート
4. 地域住民交流事業	● 花と緑住自協フェスティバル
5. 関係機関との連携事業	● 中部中学校地区青少年健全育成会との連携

【交通安全部会】	部 会 目 標 人にやさしく、安心・安全な花岡(まち)づくり ① 広く住民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの習慣づけを目指します。 ② 住民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進します。 ③ 交通事故防止の徹底を図るとともに、交通指導時のあいさつ運動で、より良いまちづくりに取り組みます。
事業名	事業内容
1. 交通安全推進事業	● 児童・生徒の交通安全支援及び人間関係を築くあいさつ運動 ● 交通安全教室 ● 住自協役員を核とした交通安全協会山室山支部と花岡支部の充実と運営協力
2. 交通安全啓発事業	● 交通安全啓発幟旗・看板点検と整備 交通危険箇所の点検 ● 地域住民の交通マナー遵守啓発運動 ● 宝塚古墳初日の出を見る会で、交通安全啓発物品の配布
3. 地域住民交流事業	● 花と緑住自協フェスティバル

【情報発信部会】	部会目標 ① 住民に伝えたい情報を速やか且つ、正しく分かりやすい表現で、書面やSNS(ソーシャルネットワークサービス)を通じて発信します。 ② 地域情報並びに、各部会からのお知らせや活動状況等を定期的に発信していきます。
事業名	事業内容
1. 情報発信事業	● 住自協たよりの発行 ・ 組織の紹介 ・ 住自協各部会の活動案内及び活動報告 ・ 地域行事の紹介及び案内 ● SNSを活用した住民生活に関する情報の発信 ・ 住自協たよりの補完としての情報発信
2. 情報収集事業	● 地域内の行事情報の収集と案内活動 ● 住自協各部会の行事取材活動 ● 他地域の住自協活動の情報収集活動

令和6(2024)年度 収 支 予 算 書 (案)

第4号議案

花岡住民自治協議会

単位:円

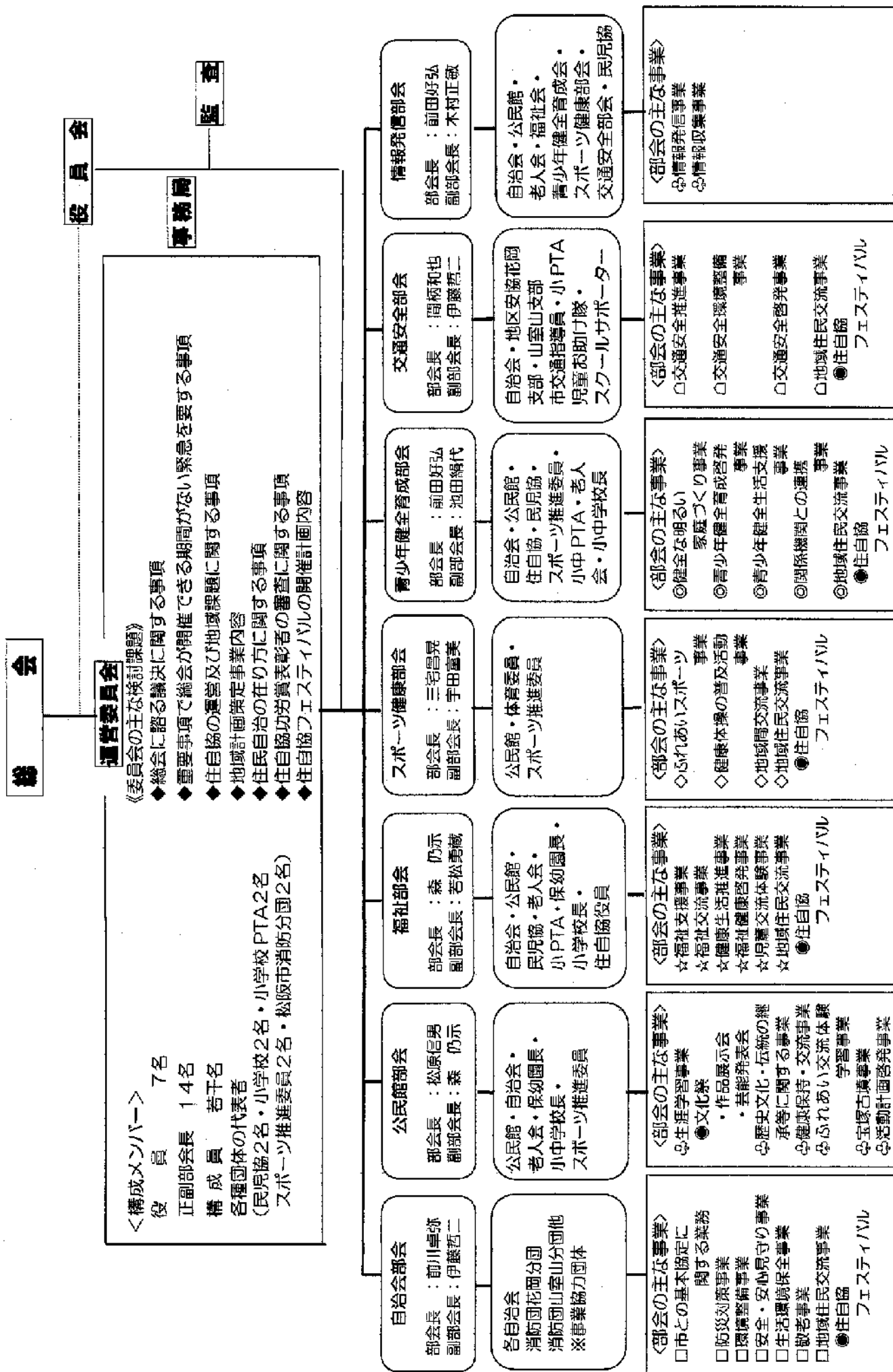
収 入

科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
繰越金	2,094,474	前年度より繰越
住民自治協議会活動交付金	6,326,000	松阪市住民自治協議会連合会よりの活動交付金
協議会費	415,000	花岡地区自治連合会
住民自治協議会連合会地域振興費	190,000	松阪市住民自治協議会連合会
助成金	150,000	松阪市社会福祉協議会
公民館保険負担金	128,100	公民館保険保険料
青少年健全育成会負担金	200,000	青少年健全育成会
参加費収入	30,000	視察研修等
雑収入	100,000	住自協フェスティバル売上金・貯金利息等
収入合計	9,631,574	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議会活動交付金額	事業番号	(小分類) 事 業 名
自治会部会	160,000	160,000	1	防災対策事業(地域防災訓練、防災倉庫の点検)
	2,300,000	2,300,000	2	環境整備事業(防犯灯、掲示板、避難場所等、表示板の整備)
	1,640,000	1,640,000	3	敬老事業
	350,000	160,000	4	生活環境保全事業(住民自治まちづくり等の先進地視察)
	30,000	30,000	5	地域交流事業(花岡住民自治協議会ゴルフ大会)
(小計)	4,480,000	4,290,000		
公民館部会	128,100	0	6-1	公民館保険料
	136,000	136,000	6-2	生涯学習講座(趣味クラブ、料理教室、パソコン教室等)
(小計)	262,100	136,000		
福祉部会	100,000	100,000	7	児童交流体験事業(マジック教室)
(小計)	100,000	100,000		
スポーツ健康部会	230,000	50,000	8-1	ふれあいスポーツ事業(球技大会)
	100,000	50,000	8-2	ふれあいスポーツ事業(グラウンドゴルフ大会)
	145,000	50,000	8-3	ふれあいスポーツ事業(レクリエーションふれあいフェスティバル)
	50,000	0	8-4	ふれあいスポーツ事業(ニュースポーツ講習会)
	30,000	0	9	地域間交流事業(松阪七夕まつり・鈴の音市、市長杯等)
(小計)	555,000	150,000		
交通安全部会	20,000	20,000	10	交通安全推進事業(交通安全教室)
	100,000	100,000	11	交通安全啓発事業(交通安全啓発看板の点検、整備)
(小計)	120,000	120,000		
情報発信部会	50,000	40,000	12	情報発信事業(「住自協たより」の発行。SNSを活用した情報の発信)
(小計)	50,000	40,000		
宝塚古墳事業	280,000	25,000	13	宝塚古墳市民参加の会事業(船形埴輪花壇の設置・公民館花壇の整備)
	200,000	185,000	14	宝塚古墳初日の出事業(宝塚古墳公園から初日の出を見る会開催)
(小計)	480,000	210,000		
住自協フェスティバル事業	400,000	0	15	住自協フェスティバル事業
(小計)	400,000	0		
住民自治協議会運営費	3,184,474	1,280,000	16	事務局運営費
(小計)	3,184,474	1,280,000		
支出合計	9,631,574	6,326,000		

* 予算額に過不足を生じた時は、役員会・運営委員会の承認を得て流用することができる。



花岡住民自治協議会細則

第1条 代議員の選出

1. 花岡住民自治協議会総会にかかる代議員については、自治会と自治会以外に区分して選出する。
2. 代議員については、令和6年4月1日現在の自治会世帯数を基に以下のとおりとする。
3. 代議員定数は、3年に一度見直すこととする。
4. 代議員が役員になった場合は、代議員を補充する。

(1) 自治会選出代議員数

自治会名	世帯数	代議員数	自治会名	世帯数	代議員数
大黒田町	538	4	山室町	262	3
本居町	63	2	花岡台	73	2
小部	130	2	新中部台	178	3
駅部田町さつき園	127	2	光町	365	3
東出	70	2	光町東	183	3
東出西	127	2	田村町	165	3
東出東	43	2	田村六才	80	2
土岐	149	3	粥田団地	130	2
山ノ世古	595	4	レインボー田村	359	3
金剛	500	4	宝塚町	385	3
万庄第一	148	2	小黒田 野田	246	3
万庄第二	196	3	小黒田 北田	235	3
土取第一	230	3	小黒田 通り	190	3
土取第二	117	2	大黒田町新田	617	4
上出	562	4	高見	213	3
御殿山町	177	3	五反田町	646	4
焼橋	127	2	合計	8,226	93

※自治会推薦選出基準: 150世帯以内2名、151～400世帯3名、401世帯以上4名

(2) 自治会以外の構成員選出代議員数

花岡住民自治協議会を構成する主たる団体より20名以内					
消防団: 4名	民生委員児童委員協議会: 4名	老人会: 2名			
PTA: 3名	保育園: 1名	幼稚園: 1名	小学校: 2名	中学校: 1名	
					計18名

第2条 役員等の手当支給

役員及び事務職員手当について、次のとおりとする。

(1) 役員等手当

役員手当については、次の額を年額として支給することとする。

会 長	100, 000円
副 会 長	30, 000円
書 記	20, 000円
会 計	20, 000円
願 問	10, 000円
事 務 局 長	400, 000円

(2) 監事の手当

監事の手当は年額2, 000円とする。

(3) 事務職員の手当

事務職員の手当は、時給1000円とし勤務時間に応じて支払うものとする。
但し、年間110万円以内とする。この他、労災保険料を別途負担する。

付則

(施行期日)

1. この細則は、令和3年4月1日から施行する。
2. この細則は、一部改訂して令和5年4月1日から施行する。
3. この細則は、一部改訂して令和6年4月1日から施行する。